

# 山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集 山田町復興推進課

## 新年度を迎えるにあたって

震災から丸4年が経過し、復興事業に係る工事等が本格化している中、皆様におかれましては、各事業へのご協力を賜り感謝申し上げます。

住宅再建に係る整備が進み、昨年度3月には、織笠第1団地の最終申込み及び抽選が行われ、希望者の区画が決定しました。今年度夏ごろには分譲を予定しており、いよいよ高台住宅団地での再建が始まります。

また、災害公営住宅柳沢団地についても、入居者の募集が行われ、年度初頭には入居が始まります。

昨年と同様、町内各地区で本格工事が行われます。工事車両が多数往来し、通行止めや、迂回等を実施している箇所があります。皆様にはご迷惑をしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

## 岩手県による防潮堤整備に係る事業説明会開催について

岩手県では、下記の日程で船越（田の浜）地区の防潮堤整備に係る事業説明会を開催します。説明会では、田の浜地区の防潮堤法線に関して説明しますので、ぜひお越しください。

### 説明会日程

事業地区	開催日	時間	会場
船越（田の浜）地区	4月14日（火）	18:30～19:30	田の浜コミュニティセンター

- ◆事前のご予約は不要です。当日、会場に直接お越しください。
- ◆ご不明な点がある場合は下記のお問合せ先にご連絡ください。お問い合わせの際は「山田町船越（田の浜）地区の防潮堤説明会について」とお申し出ください。

### 【お問合せ先】

宮古水産振興センター 漁港復旧課 TEL:0193-64-2216(内線331)

## 住まいの復興給付金制度について

消費税率引き上げに伴う、被災者の住宅再建に係る負担を軽減するために実施している、「住まいの復興給付金制度」は、制度実施から1年が経過しました。

復興事業の進捗に伴い、町内でも申請件数が徐々に増えてきているようです。今回は、申請の際に特に確認してほしい点について制度概要とともにお知らせします。

### 制度概要

東日本大震災により被害が生じた住宅の**被災時の所有者**が、引き上げ後の消費税率が適用される時期に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に給付を受けることができる制度です。

### 対象者

次のすべてに該当する方

- ①被災住宅を所有していた方
- ②再取得住宅を所有、または被災住宅の補修工事を発注した方
- ③再取得住宅に居住、または補修した被災住宅に居住している方

### 申請前に特に確認してほしい点

#### ●申請時期について

この事業は、平成31年6月30日までに引き渡しを受けた住宅が対象となります。給付金の申請は、再取得住宅または補修した住宅の引き渡しから1年以内に行う必要があります。

#### ●対象者の要件について

上記①～③の対象者に該当しない場合でも申請ができる場合があります。

- ・被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合
- ・子が親の居住する住宅再建を支援する場合
- ・再取得住宅の所有者が、やむを得ない理由で居住できない場合

このような場合は給付金コールセンターまたはホームページでご確認ください。そのほかにも、要件等がありますので、資料をよくご覧の上申請してください。

#### ●適用税率について

住宅の建築契約時期によっては、引き渡し時の税率ではなく引き上げ前の税率が適用になる場合がありますので、確認して申請してください。

#### ●中古住宅の購入について

宅建業者が販売した中古住宅の購入も対象となります。ただし、(仲介を含む)中古住宅において、売主が個人の場合は非課税のため対象となりません。

※申請の際は、申請の手引きをよくお読みになり、申請書の記入および添付書類のご準備をお願いします。

### 【お問合せ先】

住まいの復興給付金事務局 ●TEL：0570-200-246（有料）

（受付時間：9：00～17：00 土日祝含む）

●ホームページ：<http://fukko-kyufu.jp>

※申請書は、ホームページからダウンロードできるほか、役場復興推進課でも配布しています。